

遺言の利用促進、相続の紛争 を防止する観点から

1. 自筆証書遺言の方式緩和 (民968条：2019.1.13施行)

1. 自筆証書遺言の方式緩和（民968条：2019.1.13施行）

自筆証書遺言について、財産目録については手書きで作成する必要がなくなりました。（パソコンで作成可）

- *ただし、財産目録の各頁に署名押印をする必要があります。署名押印をしなければならぬので、偽造も防止できます。
- *また、遺言書自体は全て自筆であることには変わりありません。

《自筆》

<p>遺言書</p> <p>別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。</p> <p>平成××年○月○日</p> <p>法務太郎 (印)</p>
--



《パソコン作成》

<p>別紙目録</p> <p>一 土地 所在 東京都… 地番 … 地目 … 地積 …</p> <p>二 建物 所在 東京都… 家屋番号 … 種類 … 床面積 … (↑ PCで作成)</p> <p>法務太郎 (印)</p>
--

<p>三 土地 所在 大阪府… 地番 … 地目 … 地積 …</p> <p>四 建物 所在 大阪府… 家屋番号 … 種類 … 床面積 … (↑ PCで作成)</p> <p>法務太郎 (印)</p>
--